

名瀬港における船舶等の対応措置（津波）

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	1 大型船及び中型船 港外退避又は係留避泊。 2 小型船 陸揚げ固縛若しくは港外退避又は陸上避難。 3 港内で以下に従事するものは、中止する。 ・荷役 ・給油 ・港則法第31条に係る工事、作業 ・港則法第32条に係る行事
避難勧告	1 大型船及び中型船 港外退避、ただし、時間的余裕が無い場合、係留避泊。 2 小型船 陸揚げ固縛若しくは港外退避又は陸上避難。 3 工事作業現場 津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置を図り、速やかに安全な場所へ避難する。
解除	各船舶等は、避難準備等を復旧し、あるいは入港する。

津波来襲時までの時間的余裕

- 有　　り　　： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合。
- 無　　し　　： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合。
- 大　型　船　： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中　型　船　： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小　型　船　： プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
- 陸　上　避　難　： 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
- 港　外　退　避　： 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。
- 港　内　避　泊　： 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の早い水域で津波、漂流物を避航）。
- 係　留　避　泊　： 係留強化、機関の併用等により、係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避場所として乗船させることを考慮する）。
- 陸　揚　げ　固　縛　： プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛する。